

注記（全体）

1 重要な会計方針

（1）有形固定資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

（2）有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、工業用水道の主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	3年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	2年～45年
車両運搬具	5年～6年
工具、器具及び備品	4年～17年

（3）引当金の計上基準及び算定方法

退職手当引当金

工業用水道については、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上しています。

（4）消費税等の会計処理

産業用地造成及び港湾整備：税込方式によっています。

工業用水道：税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3 重要な後発事象

該当ありません。

4 偶発債務

該当ありません。

5 追加情報

（1）連結対象団体（会計）及び連結の方法

一般会計等 一般会計：全部連結

一般会計等 災害救助基金特別会計：全部連結

一般会計等 母子父子寡婦福祉資金特別会計：全部連結

一般会計等 就農支援資金特別会計：全部連結

一般会計等 小規模企業者等設備導入等事業支援特別会計：全部連結

一般会計等 財政調整積立金特別会計：全部連結

一般会計等	証紙特別会計：全部連結
一般会計等	土地取得特別会計：全部連結
一般会計等	林業改善資金特別会計：全部連結
一般会計等	沿岸漁業改善資金特別会計：全部連結
一般会計等	公債管理特別会計：全部連結
一般会計等	育英資金特別会計：全部連結
一般会計等	佐賀県医療センター好生館貸付金特別会計：全部連結
公営事業会計	工業用水道事業会計：全部連結
公営事業会計	産業用地造成事業特別会計：全部連結
公営事業会計	港湾整備事業特別会計：全部連結
公営事業会計	国民健康保険事業特別会計：全部連結

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。